

監 第 231 号
検 第 177 号
平成19年5月28日

関係機関の長 殿

(社)茨城県建設業協会 会長御中

茨城県土木部



茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定（工事現場における暴力団関係者等の排除）について（送付）

このことについて、下記のとおり改定したので参考送付いたします。

記

1. 改定主旨

暴力団関係者等の不良不適格業者を排除するため。

2. 改定内容

別紙「茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容」のとおり。

3. 適用時期

平成19年6月1日以降起工決議の工事。

茨城県土木部・企業局土木工事共通仕様書の改定内容

第1編「共通編」第1章「総則」第1節「総則」1-1-42として下記のとおり追加する。

記

1-1-42 暴力団等

1. 県が発注する建設工事等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団関係者等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる会社等（以下、暴力団等という。）と下請契約を締結してはならない。
2. 県が発注する工事の契約を履行するに当たり、暴力団等から資材、原材料等を購入したり、暴力団等が関与する廃棄物処理施設を使用してはならない。
3. 県が発注する建設工事等において、暴力団等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否するとともに、その旨直ちに発注者等に報告し、併せて所轄の警察署に届け出ること。